

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 <sup>フリガナ</sup>氏名又は名称 株式会社 クラシアン  
 住所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番地9  
<sup>フリガナ</sup>代表者氏名 代表取締役 今田 健治  
 電話番号 045-473-8181  
 FAX番号  
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 26 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者	✓	25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者	✓	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社クラシアン  
住 所 神奈川県横浜市港北区新横浜  
三丁目1番地9  
代表者氏名 代表取締役 今田健治



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ クラシアン 株式会社クラシアン	奈良営業所	
住 所	奈良県大和郡山市菟条町15-1		
フリガナ 代表者の氏名	イマダケンジ 代表取締役 今田健治		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の変更	代表取締役 今田健治 取締役 横山 淳 取締役 山口 聡一 取締役 佐々木 隆幸 取締役 片岡 伸一郎 監査役 海老沢 克恭	代表取締役 今田健治 取締役 横山 淳 取締役 佐々木 隆幸 取締役 片岡 伸一郎 監査役 海老沢 克恭	令和6年12月6日 退任

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社クラシアン

住 所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番地9

代表者氏名 代表取締役 今田健治



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

# 履歴事項全部証明書

横浜市港北区新横浜三丁目1番地9  
株式会社クラシアン

会社法人等番号	0100-01-196589	
商号	株式会社クラシアン	
本店	横浜市港北区新横浜一丁目2番地1	
	横浜市港北区新横浜三丁目1番地9	令和 4年10月 1日移転
		令和 4年10月13日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法とする。	
	日刊工業新聞に掲載する方法とする。	令和 3年 2月 9日変更
		令和 3年 2月15日登記
会社成立の年月日	平成30年11月21日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>給水装置工事の設計と施工及び排水設備工事の設計と施工</u></li> <li>2. <u>水道衛生工事業</u></li> <li>3. <u>給排水に関する器具の販売</u></li> <li>4. <u>フランチャイズチェーンシステムによる給排水設備工事業の加盟店の募集及び加盟店の指導育成</u></li> <li>5. <u>医薬部外品、台所用品、風呂用品、日用品雑貨、化粧品の販売及び輸出入</u></li> <li>6. <u>消臭剤、洗剤、滅菌剤、脱錆剤、防錆剤、洗浄剤、微生物廃棄処理剤等の各種化学製品の製造、販売及び輸出入</u></li> <li>7. <u>産業廃棄物処理業</u></li> <li>8. <u>損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険代理業</u></li> <li>9. <u>警備業</u></li> <li>10. <u>その他前各号の業務に附帯又は関連する一切の業務</u></li> </ol>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>給水装置工事の設計と施工及び排水設備工事の設計と施工</u></li> <li>2. <u>水道衛生工事業</u></li> <li>3. <u>給排水に関する器具の販売</u></li> <li>4. <u>フランチャイズチェーンシステムによる給排水設備工事業の加盟店の募集及び加盟店の指導育成</u></li> <li>5. <u>医薬部外品、台所用品、風呂用品、日用品雑貨、化粧品の販売及び輸出入</u></li> <li>6. <u>消臭剤、洗剤、滅菌剤、脱錆剤、防錆剤、洗浄剤、微生物廃棄処理剤等の各種化学製品の製造、販売及び輸出入</u></li> <li>7. <u>産業廃棄物処理業</u></li> <li>8. <u>土木・建築工事の請負・施工</u></li> </ol>	

	<p>9. 建物、設備の安全管理等の請負とその調査、保全及び修理に関する事業  <u>10. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険代理業</u>  1.1. 警備の請負およびその保障に関する事業  1.2. その他前各号の業務に附帯又は関連する一切の業務  令和 4年 6月30日変更 令和 4年 8月 1日登記</p>	
	<p>(1) 給排水装置工事並びに衛生設備工事の設計及び施工事業  (2) 水道器具の修理並びに取付工事の設計及び施工事業  (3) 水道施設工事の設計及び施工事業  (4) 洗面所、浴室、トイレ、台所等の住宅用水まわり設備器具の設計、施工、販売及び配管工事等管工事業  (5) 漏水調査、水漏れ修理、給排水管等のつまり除去及び定期清掃事業  (6) 住宅リフォーム事業  (7) 産業廃棄物処理業  (8) 前記(1)から(7)までの事業に関する物品の販売及び斡旋事業  (9) 前記(1)から(8)までの事業に関するフランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集及び指導  (10) 前記(1)から(9)までの事業に付帯又は関連する一切の事業  令和 5年 4月 1日変更 令和 5年 4月19日登記</p>	
発行可能株式総数	150万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 96万4600株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する。	
資本金の額	金48億2300万円	
	金1億円	令和 3年 3月25日変更 令和 3年 4月 1日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。ただし、担保提供される株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社、関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当会社の承認があったものとみなす。	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	<u>東京都千代田区丸の内一丁目4番1号</u> <u>三井住友信託銀行株式会社</u> <u>東京都千代田区丸の内一丁目4番1号</u> <u>三井住友信託銀行株式会社証券代行部</u> 令和 4年 7月 1日設置 令和 4年 8月 1日登記	

		令和 6年 6月28日株主 名簿管理人三井住友信託銀行 株式会社を廃止	令和 6年 7月11日登記
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>鈴木 一也</u>	令和 2年 4月 1日就任
			令和 3年 3月31日(辞任)
			令和 3年 4月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>今田 健治</u>	令和 2年 4月 1日就任
	<u>取締役</u>	<u>今田 健治</u>	令和 3年 6月30日重任
			令和 4年 8月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>今田 健治</u>	令和 4年 6月30日重任
			令和 4年 8月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>今田 健治</u>	令和 4年12月15日重任
			令和 4年12月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>今田 健治</u>	令和 5年 4月 1日重任
			令和 5年 4月19日登記
	<u>取締役</u>	<u>今田 健治</u>	令和 6年 6月28日重任
			令和 6年 7月11日登記

	取締役	<u>横 山 淳</u>	令和 2年 4月 1日就任
	取締役	<u>横 山 淳</u>	令和 3年 6月30日重任
			令和 4年 8月 1日登記
	取締役	<u>横 山 淳</u>	令和 4年 6月30日重任
			令和 4年 8月 1日登記
	取締役	<u>横 山 淳</u>	令和 4年12月15日重任
	(社外取締役)		令和 4年12月28日登記
	取締役	<u>横 山 淳</u>	令和 5年 4月 1日重任
			令和 5年 4月19日登記
	取締役	<u>横 山 淳</u>	令和 6年 6月28日重任
			令和 6年 7月11日登記
		取締役	<u>山 口 聡 一</u>
取締役		<u>山 口 聡 一</u>	令和 3年 6月30日重任
			令和 4年 8月 1日登記
取締役		<u>山 口 聡 一</u>	令和 4年 6月30日重任
			令和 4年 8月 1日登記
取締役		<u>山 口 聡 一</u>	令和 4年12月15日重任
(社外取締役)			令和 4年12月28日登記
取締役		<u>山 口 聡 一</u>	令和 5年 4月 1日重任
			令和 5年 4月19日登記
取締役		<u>山 口 聡 一</u>	令和 6年 6月28日重任
			令和 6年 7月11日登記
			令和 6年12月 6日辞任
		令和 6年12月 9日登記	

	取締役	<u>木村哲哉</u>	令和2年4月1日就任
	取締役	<u>木村哲哉</u>	令和3年6月30日重任
	取締役	<u>木村哲哉</u>	令和4年8月1日登記
	取締役	<u>木村哲哉</u>	令和4年6月30日重任
	取締役	<u>木村哲哉</u>	令和4年8月1日登記
	取締役	<u>木村哲哉</u>	令和4年12月15日退任
	取締役	<u>奥村紘史</u>	令和4年12月28日登記
	取締役	<u>奥村紘史</u>	令和3年4月1日就任
	取締役	<u>奥村紘史</u>	令和3年4月1日登記
	取締役	<u>奥村紘史</u>	令和4年6月30日重任
	取締役	<u>奥村紘史</u>	令和4年8月1日登記
	取締役	<u>奥村紘史</u>	令和4年12月15日重任
	取締役	<u>奥村紘史</u>	令和4年12月28日登記
	取締役	<u>奥村紘史</u>	令和5年4月1日退任
	取締役	<u>奥村紘史</u>	令和5年4月19日登記
	取締役	<u>佐々木隆幸</u>	令和3年4月1日就任
	取締役	<u>佐々木隆幸</u>	令和3年4月1日登記
	取締役	<u>佐々木隆幸</u>	令和4年6月30日重任
	取締役	<u>佐々木隆幸</u>	令和4年8月1日登記
	取締役	<u>佐々木隆幸</u>	令和4年12月15日重任
	取締役	<u>佐々木隆幸</u>	令和4年12月28日登記
	取締役	<u>佐々木隆幸</u>	令和5年4月1日重任
	取締役	<u>佐々木隆幸</u>	令和5年4月19日登記
	取締役	<u>佐々木隆幸</u>	令和6年6月28日重任
	取締役	<u>佐々木隆幸</u>	令和6年7月11日登記

<u>取締役</u>	<u>海老沢克恭</u>	令和 4年11月 1日就任
		令和 4年11月 9日登記
		令和 4年12月15日退任
		令和 4年12月28日登記
<u>取締役</u>	<u>片岡伸一郎</u>	令和 6年 6月28日就任
		令和 6年 7月11日登記
<u>取締役・監査等 委員</u>  <u>(社外取締役)</u>	<u>海老沢克恭</u>	令和 4年12月15日就任
		令和 4年12月28日登記
		令和 5年 4月 1日退任
		令和 5年 4月19日登記
<u>取締役・監査等 委員</u>  <u>(社外取締役)</u>	<u>松田康利</u>	令和 4年12月15日就任
		令和 4年12月28日登記
		令和 5年 4月 1日退任
		令和 5年 4月19日登記
<u>取締役・監査等 委員</u>  <u>(社外取締役)</u>	<u>大石知恵(森島知恵)</u>	令和 4年12月15日就任
		令和 4年12月28日登記
		令和 5年 4月 1日退任
		令和 5年 4月19日登記
<u>取締役・監査等 委員</u>  <u>(社外取締役)</u>	<u>澁谷展由</u>	令和 4年12月15日就任
		令和 4年12月28日登記
		令和 5年 4月 1日退任
		令和 5年 4月19日登記

<p>千葉県船橋市東船橋四丁目21番17号 代表取締役 <u>鈴木一也</u></p>	令和 2年 4月 1日就任
	令和 3年 3月31日辞任
	令和 3年 4月 1日登記
	横浜市青葉区美しが丘三丁目16番地35 代表取締役 <u>今田健治</u>
	令和 2年 4月 1日就任
	横浜市青葉区美しが丘三丁目16番地35 代表取締役 <u>今田健治</u>
	令和 3年 6月30日重任
	令和 4年 8月 1日登記
	横浜市青葉区美しが丘三丁目16番地35 代表取締役 <u>今田健治</u>
	令和 4年 6月30日重任
令和 4年 8月 1日登記	
横浜市青葉区美しが丘三丁目16番地35 代表取締役 <u>今田健治</u>	
令和 4年12月15日重任	
令和 4年12月28日登記	
横浜市青葉区美しが丘三丁目16番地35 代表取締役 <u>今田健治</u>	
令和 5年 4月 1日重任	
令和 5年 4月19日登記	
横浜市青葉区美しが丘三丁目16番地35 代表取締役 <u>今田健治</u>	
令和 6年 6月28日重任	
令和 6年 7月11日登記	
監査役 <u>加藤慶悟</u>	令和 2年 4月 1日就任
	令和 4年12月15日退任
	令和 4年12月28日登記
監査役 <u>海老沢克恭</u>	令和 5年 4月 1日就任
	令和 5年 4月19日登記

	会計監査人	PwC京都監査法人	令和 3年 3月31日就任
			令和 3年 4月23日登記
	会計監査人	PwC京都監査法人	令和 4年 6月30日重任
			令和 4年 8月 1日登記
	会計監査人	PwC京都監査法人	令和 5年 6月29日重任
			令和 5年 7月 7日登記
			令和 5年12月 1日合併
			令和 6年 7月11日登記
	会計監査人	PwCあらた有限責任監査法人	令和 5年12月 1日就任
			令和 6年 7月11日登記
会計監査人	PwC Japan有限責任監査法人	令和 5年12月 1日PwCあらた有限責任監査法人の名称変更	
		令和 6年 7月11日登記	
会計監査人	PwC Japan有限責任監査法人	令和 6年 6月28日重任	
		令和 6年 7月11日登記	
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>		
	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">令和 4年12月15日変更      令和 4年12月28日登記</p>		
	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">令和 5年 4月 1日変更      令和 5年 4月19日登記</p>		

非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">令和 4年12月15日変更      令和 4年12月28日登記</p>
	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">令和 5年 4月 1日変更      令和 5年 4月19日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
	令和 4年12月15日廃止      令和 4年12月28日登記
	<p>監査役設置会社</p> <p style="text-align: center;">令和 5年 4月 1日設定      令和 5年 4月19日登記</p>
監査等委員会設置会社に関する事項	<p>監査等委員会設置会社</p> <p style="text-align: center;">令和 4年12月15日設定      令和 4年12月28日登記</p>
	令和 5年 4月 1日廃止      令和 5年 4月19日登記
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	<p>重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある</p> <p style="text-align: center;">令和 4年12月15日設定      令和 4年12月28日登記</p>
	令和 5年 4月 1日廃止      令和 5年 4月19日登記
会計監査人設置会社に関する事項	<p>会計監査人設置会社</p> <p style="text-align: center;">令和 3年 1月28日設定      令和 3年 4月23日登記</p>

横浜市港北区新横浜三丁目1番地9  
株式会社クラシアン

登記記録に関する  
事項

令和2年4月1日東京都千代田区大手町一丁目1番1号から本店移転

令和2年4月15日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(横浜地方法務局管轄)

令和6年12月19日

横浜地方法務局港北出張所  
登記官

勝 又 英 恭



定 款

株式会社クラシアン

令和6年6月28日改定

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社クラシアンと称し、英文では QRACIAN Co. Ltd. とする。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 給排水装置工事並びに衛生設備工事の設計及び施工事業
- (2) 水道器具の修理並びに取付工事の設計及び施工事業
- (3) 水道施設工事の設計及び施工事業
- (4) 洗面所、浴室、トイレ、台所等の住宅用水まわり設備器具の設計、施工、販売及び配管工事等管工事業
- (5) 漏水調査、水漏れ修理、給排水管等のつまり除去及び定期清掃事業
- (6) 住宅リフォーム事業
- (7) 産業廃棄物処理業
- (8) 前記(1)から(7)までの事業に関する物品の販売及び斡旋事業
- (9) 前記(1)から(8)までの事業に関するフランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集及び指導
- (10) 前記(1)から(9)までの事業に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、日刊工業新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、150万株とする。

(株券の発行)

第 7 条 当社の株式については、株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。ただし、担保提供される株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当社の承認があったものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 9 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

### 第 3 章 株主総会

(招集)

第 10 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 11 条 当社は、事業年度の最終日において、株主名簿に記載され、又は記録されている議決権を有する株主を、当該事業年度の終了後に招集する定時株主総会において議決権を行使することができる者とする。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、前項に規定する日と異なる日現在の株主名簿に記載され、又は記録されている議決権を有する株主を、その定時株主総会において議決権を行使することができる者とする。この場合は、法令に従って公告するものとする。

(招集権者及び議長)

第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 株主総会の招集通知は、その会日の 1 週間前までにこれを発する。

3. 前 2 項にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使す

ることができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(株主総会の決議)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第14条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第15条 当社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第16条 取締役は、株主総会の決議において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役の選定)

第18条 取締役会は、取締役の中から代表取締役1名以上を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。また、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役が議長となる。

2. 前項の規定により定められた者に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集し、又は議長となる。

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会を招集する者は、取締役会の3日前までに、各取締役及び各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議)

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。

(取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第25条による取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行

取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役

### (監査役の員数)

第26条 当社の監査役は、1名以上とする。

### (監査役の選任)

第27条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (監査役の報酬等)

第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (監査役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

### (会計監査人の選任)

第31条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当社は、事業年度の末日における剰余金の配当をその後3箇月以内にするときは、当該事業年度末日の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者を、当該配当を受ける権利を有する者とする。

## 附 則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

- 2022年12月15日開催の臨時株主総会終結前における監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第426条第1項の規定に基づく取締役会決議による免除については、なお従前の例による。
- 2022年12月15日開催の臨時株主総会終結前における監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第427条第1項の規定に基づく賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

上記は、当社の定款原本に相違ありません。

令和6年12月12日

〒222-0033

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番地9

株式会社クラシアン

代表取締役 今田健治

